

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、奈半利町に移住を希望する者の町内で定住するための住宅が定まるまでの一定期間、利用を可能とする住宅を備えることで速やかな移住を実現し、人口の確保と地域の活性化に資することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、奈半利町移住促進住宅（以下「移住促進住宅」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 移住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈半利町移住促進住宅	奈半利町乙 2692 番地

(入居者の資格)

第3条 移住促進住宅に入居することができる者（以下、「入居資格者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号で規定する暴力団員でない者であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県外に住所を有する者で、奈半利町に移住し、定住するための住宅を必要とする者
- (2) 本町で地域おこし協力隊員として着任する者又は、地域おこし協力隊員の任期を満了し、その任期満了の日から1年以内の者
- (3) 前2号に該当する者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は婚姻の予約者を含む。以下、「親族等」という。）である者
- (4) 前3号のほか町長が特に必要があると認める者

(入居申請等)

第4条 前条で規定する入居資格者で移住促進住宅に入居を希望する者は、町長の定めるところにより入居の申請を行わなければならない。

2 町長は、前項で規定する入居の申請を行った者（以下「入居申請者」という。）の中から移住促進住宅に入居させる者を決定し、入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）にその旨を通知するものとする。

- 3 町長は、入居申請者が移住促進住宅の戸数を超えた場合において、前項で規定する入居決定者を選考するときは、抽選その他公正と認める方法により行わなければならない。ただし、町長が入居申請者の申請事由及び世帯状況等を考慮したうえで、特に移住促進住宅に入居させる必要性があると認める者があるときは、優先して入居させることができる。
- 4 町長は、第2項で規定する入居者の決定に際しては、必要な条件を付することができる。

(入居の手続)

- 第5条 入居決定者は、前条第2項で規定する通知の日から10日以内に、入居決定者と同等以上の所得を有する者で町長が適当と認める者が連帯保証人として連署する移住促進住宅使用証書を提出（以下、「入居手続」という。）しなければならない。
- 2 入居決定者は、やむを得ない事情により前項で規定する入居手続を同項で規定する期間内に行うことができないときは、町長の指示を受け、その期間内に入居手続を行わなければならない。
 - 3 町長は、入居決定者が前2項に定める期間内に入居手続を行わないときは、その者の入居の決定を取り消すことができる。
 - 4 町長は、入居決定者が入居手続を行ったときは、速やかに当該入居決定者に移住促進住宅の入居が可能な日（以下、「入居可能日」という。）を通知しなければならない。
 - 5 入居決定者は、前項で規定する入居可能日から14日以内に町長と移住促進住宅の賃貸借契約を締結するとともに当該移住促進住宅に入居しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りではない。

(入居の期間)

- 第6条 入居決定者が移住促進住宅に入居できる期間（以下「入居期間」という。）は、第5条第5項で規定する賃貸借契約の締結の日（以下「初期契約」という。）から1年間とする。
- 2 前項で規定する入居期間内において町内で定住するために必要な住宅が定まらないときは、1年を単位として入居期間を延長することができるものとする。ただし、延長できる入居期間は、初期契約から3年を限度とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、入居期間を更に延長することができる。
 - 4 町長は、賃貸借契約に基づく使用期限が近付いてきたときは、事前に当該入居者に当該使用期限を通知するものとする。

（同居の承認）

第 7 条 入居者が第 4 条第 2 項で規定する入居者として決定の通知を受けた後、移住促進住宅に同居させようとする者があるときは、町長に届出をし、承認を得なければならない。

（入居の承継）

第 8 条 移住促進住宅の入居者が死亡し、その死亡時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該移住促進住宅に居住を希望するときは、町長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により入居の承継をした同居者が移住促進住宅に入居できる期間は、町長と死亡した当該入居者との初期契約を起算日として第 6 条で規定する期間とする。

（使用料）

第 9 条 移住促進住宅の使用料は、月額 3 万円とする。

2 入居者は、前項で規定する使用料を当該使用月の月末（月の途中で明渡しをする場合は、明け渡し日）までに納付しなければならない。ただし、当該使用月の使用期間が一月に満たないときの使用料の額は、前項の規定にかかわらず日割計算により算出した額とする。

3 入居者が第 16 条第 1 項で規定する手続を経ないで移住促進住宅を立ち退いたときは、町長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を前項ただし書に定める算出額により徴収する。

（使用料の減免又は徴収猶予）

第 10 条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。

- （1） 入居者又は同居の親族等の収入が著しく低額となり、経済的に生活が困窮していると認めるとき。
- （2） 入居者又は同居の親族等の疾病等により、経済的に生活が困窮していると認めるとき。
- （3） 入居者又は同居の親族等が災害等による損害により、経済的に生活が困窮していると認めるとき。
- （4） 入居者が町の地域おこし協力隊員であるとき。
- （5） 前 3 号に掲げるもののほか、町長が特別の事情があると認めるとき。

（修繕費用の負担）

第 11 条 移住促進住宅の経年劣化及び自然災害等によるもののほか、入居者

が移住促進住宅の使用に係る以下に掲げるもの以外の修繕に要する費用は、町の負担とする。

- (1) 使用に伴い行う畳の表替
- (2) 使用に伴い破損したガラスの取替え等の軽微な修繕
- (3) 使用に伴い行う給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕

2 入居者の責めに帰すべき事由によって、修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は町長の指示に従い、修繕し又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担)

第 12 条 入居者は、移住促進住宅の使用に際し、前条で定めるもののほか次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 電気、ガス、水道、灯油等の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理及び管理に要する費用
- (3) 建物及び利用敷地等の管理清掃に要する費用
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、居住に要する費用

(入居者の保管義務)

第 13 条 入居者は、移住促進住宅の使用にあたっては注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

(模様替等の制限)

第 14 条 入居者は、移住促進住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 町長は、前項ただし書の承認を行うときは、入居者が移住促進住宅の明渡しの際、入居者の費用負担により原状回復又は撤去を行うことを条件としなければならない。

3 入居者が第 1 項ただし書で規定する承認を得ず、移住促進住宅を模様替し、又は増築を行ったときは、当該入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(禁止事項)

第 15 条 入居者は、移住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長が特に必要がある認めるときは、この限りではない。

2 入居者は、移住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（移住促進住宅の明渡し）

第 16 条 入居者は、当該移住促進住宅を明け渡そうとするときは、30 日前までに町長に届出をし、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が第 14 条第 1 項ただし書の規定により移住促進住宅を模様替し、又は増築したときは、前項で規定する検査を受けるまでに、入居者の費用負担により原状回復又は撤去しなければならない。

3 入居者は、移住促進住宅を明け渡すときは、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該移住促進住宅を原状に回復しなければならない。

（明渡し請求等）

第 17 条 町長は、入居者又は同居する者（以下「入居者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者の入居決定を取り消し、移住促進住宅の明渡しを請求することができる。

（1） 入居者等が不正の行為又は虚偽の入居資格により入居したとき。

（2） 入居者が使用料を三月以上滞納したとき。

（3） 入居者等が移住促進住宅を故意に滅失し又は損傷したとき。

（4） 入居者等が第 13 条から第 15 条の規定に違反したとき。

（5） 入居者等が第 3 条に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に該当する団体への利益につながる行為が判明したとき。

（6） 移住促進住宅の建替又は大規模な改修など特別な事由があるとき。

2 入居者は、前項で規定する明渡し請求を受けたときは速やかに当該移住促進住宅を明け渡さなければならない。

（立入検査）

第 18 条 町長は、移住促進住宅の管理をするうえで必要があると認めるときは、町長の指定した者に移住促進住宅の検査及び入居者に適当な指示をさせることができる。

2 前項に規定する検査において、現に使用している移住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該移住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。

（指定管理者による管理）

第 19 条 移住促進住宅の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び奈半利町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年奈半利町条例第 33 号）の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定す

る者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定を行った場合にあっては、第4条から前条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第9条で規定する「使用料」は「利用料金」と、その他「使用」とあるのは「利用」と、読み替えるものとする。

3 前項で規定する利用料金は指定管理者の収入とし、その額はあらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定めることができる。

4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 移住促進住宅の適切な維持管理及び運営に関する業務
- (2) 移住促進住宅の利用の許可・取消、利用の制限及び停止に関する業務
- (3) 移住促進住宅の適切な利用の促進に関する業務
- (4) そのほか移住促進住宅の管理運営をするうえで町長が必要と認める業務

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。